

令和4年10月25日時点版

公共牧場機能強化等体制整備事業 Q&A（未定稿）

（注：Q&Aは現時点版であり、今後、変更があり得ることにご留意願います。）

農林水産省畜産局飼料課

目 次

【事業実施主体】

- (問1) 事業実施主体になることができるのは、どのような者ですか。 5
- (問2) 和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等とは、具体的にどのような者ですか。 5
- (問3) 公共牧場等の利用者である農業者団体が公共牧場等を活用し、増頭に取り組む場合は、本事業で繁殖雌牛を導入できますか。 5
- (問4) 指定管理者が管理している公共牧場において、事業実施主体になることができるのは、公共牧場を所有している者と管理している者のどちらになりますか。 5
- (問5) 地方公共団体等が和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等も対象としていることですが、パドックしか無いような試験場等も事業実施主体になることができますか。公共牧場に準じるような草地等の規模を有しているなどの要件はありますか。 6
- (問6) キャトルブリーディングステーションは、事業実施主体になることができますか。 6

【参加要件】

- (問1) 公共牧場等が繁殖雌牛を所有していることが前提要件ですか。 6
- (問2) 褐毛和種も事業対象となりますか。 6
- (問3) 既に受胎が確認されている妊娠牛のみを受託している公共牧場も事業参加できますか。 7

【補助対象】

- (問1) 補助対象経費はどのようなものですか。 7
- (問2) 「繁殖雌牛等の導入に必要な施設等の改修・整備」の具体例を教えてください。 7
- (問3) 「草地改良等や飼料生産・調製機械等の導入」の具体例を教えてください。 8
- (問4) 飼料生産・調整機械等としてトラクターは対象になりますか。 8
- (問5) 「飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備」の具体例を教えてください。 8

- (問6) 「和子牛供給体制強化に必要な、草地改良等や飼料生産・調製機械以外の機械等の導入」の具体例を教えてください。 9
- (問7) 繁殖雌牛等を導入する場合、導入時の月齢に制限はありますか。 9
- (問8) 繁殖雌牛等を導入する手段に制限はありますか。 9
- (問9) 補助対象の繁殖雌牛等の導入経費には、手数料や運搬経費等も含まれていますか。 9
- (問10) 施設整備において、補助対象となる附帯施設はどのようなものですか。 10
- (問11) 機械等の整備において、運送費や設置工事費は含まれますか。 10
- (問12) 草地改良等を外部に作業委託した場合も補助対象になりますか。 10
- (問13) 公共牧場等において、採草地の鹿の食害が深刻な状況ですが、採草地での鳥獣害対策にかかる電気牧柵等の設置は補助対象になりますか。 10

【成果目標】

- (問1) 目標年度は事業完了年度から3年度以内とするとのことですが、事業完了年度から2年度を目標年度として設定しても良いということですか。 11
- (問2) 本事業は、①強化計画の策定及び現地調査、②強化計画に基づく取組の2つのメニューがありますが、①の強化計画の策定の取組単独で事業実施することは可能でしょうか。 11
- (問3) ①強化計画の策定及び現地調査の実施後に、②強化計画に基づく取組をしようとした場合、①の取組年度の事業実施計画書に記入できることが限られますが宜しいでしょうか。 11
- (問4) 目標年度までに公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛等の頭数の2倍以上の頭数の和子牛を生産する取組において成果目標を設定する場合、公共牧場等における全体の飼養頭数等で成果目標を設定するのですか。 12
- (問5) 目標年度までに公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛等の頭数の2倍以上の頭数の和子牛を生産する取組において成果目標を設定する場合、目標頭数の起点はいつになりますか。また、生産した和子牛はいつの時点から出生した頭数をカウントすればいいですか。 12
- (問6) 目標年度までに公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛等の頭数の2倍以上の頭数の和子牛を生産する取組において成果目標を設定する場合、観光用等を目的として飼育している雌牛は除外してもいいですか。 12

(問7) 受精卵移植を活用する取組及び預託受入頭数を拡大する取組を行う場合、成果目標の基準年が事業実施前年度となっていますが、前年度に実績がなかった場合はどうしたらよいでしょうか。・・・・・・・・・・13

【事業実施期間】

(問1) 複数年度に渡る事業実施計画で事業実施することができますか。・・・・・・・・13

(問2) 過年度に事業実施した者が、再度、本事業を実施することはできますか。・・・・・・・・・・13

【財産管理等】

(問1) 夏季放牧のみを行っている公共牧場において、本事業で導入した繁殖雌牛は、管理委託契約を結ぶことで、冬季の下牧中にしかるべき飼養者に飼養管理を委託することはできますか。・・・・・・・・・・14

【事業実施主体】

(問1) 事業実施主体になることができるのは、どのような者ですか。

次のとおりです。

- ① 公共牧場を所有又は管理する地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社、農事組合法人、牧野組合等
- ② 和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等を所有する地方公共団体等

(問2) 和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等とは、具体的にどのような者ですか。

- 1 和牛等の育種改良・増殖等を業務として行っている地方公共団体の畜産試験場のほか、農業者団体や一般社団法人等の所有する研究所等を想定しています。
- 2 なお、農業高校・農業大学校については、教育機関であることから、対象外とします。

(問3) 公共牧場の利用者である農業者団体が公共牧場等を活用し、増頭に取り組む場合は、本事業で繁殖雌牛を導入できますか。

公共牧場の利用者である農業者団体は事業実施主体にはなることはできません。

(問4) 指定管理者が管理している公共牧場において、事業実施主体になることができるのは、公共牧場を所有している者と管理している者のどちらになりますか。

- 1 どちらでも事業実施主体になることは可能です。
- 2 なお、どちらが事業実施主体になるのかご検討いただく際には、事業で導入する家畜や機械等の所有権が事業実施主体に帰属し、財産処分制限が掛かることにもご留意ください。

(問5) 地方公共団体等が和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等も対象としていることですが、パドックしか無いような試験場等も事業実施主体になることができますか。公共牧場に準じるような草地等の規模を有しているなどの要件はありますか。

- 1 本事業では「地方公共団体等が和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等」も事業実施主体となることができます。
- 2 試験場等がいわゆる公共牧場と同等の施設等の規模を有していなくても、上記の定義に当てはまれば事業実施主体になることができます。
- 3 なお、試験場等が事業実施主体になる場合、農家に受精卵を供給する取組における成果目標を設定していただくことを想定しています。

(問6) キャトルブリーディングステーションは、事業実施主体になることができますか。

草地や施設等を共同利用する施設を運営する者であって、地方公共団体、農業協同組合、牧野組合等が管理規程を定めて管理運営する者であれば、事業実施主体になることができます。

【参加要件】

(問1) 公共牧場等が繁殖雌牛を所有していることが前提要件ですか。

- 1 目標年度までに繁殖雌牛等の2倍以上の頭数の和子牛を生産する取組における成果目標を設定する場合は、繁殖雌牛等を所有していただく必要があります。
- 2 公共牧場等が繁殖雌牛等を所有していない場合は、受精卵移植を活用する取組や預託受入頭数を拡大する取組における成果目標を設定していただくことができます。

(問2) 褐毛和種も事業対象となりますか。

種雄牛と母牛の育種価がそれぞれ算定されており、期待育種価の算出が可能な子牛を生産している場合には、黒毛和種のほか、褐毛和種、日本短角種、無角和種も事業対象になり得ます。

(問3) 既に受胎が確認されている妊娠牛のみを受託している公共牧場も事業参加できますか。

預託牛の受入頭数を拡大させる取組では、公共牧場等において受託した繁殖雌牛に人工授精を行うこと又は受託した乳用牛に和牛受精卵移植を行うことによる成果目標を設定していただくことから、既に受胎が確認されている妊娠牛のみを受託している公共牧場等は事業対象になりません。

【補助対象】

(問1) 補助対象経費はどのようなものですか。

次のものが補助対象となります。

- ① 和子牛供給体制強化を図るための繁殖雌牛等の導入
(上限単価：繁殖雌牛(17.5万円/頭)、肉専用種妊娠牛(27.5万円/頭))
- ② 繁殖雌牛等の導入又は預託受入頭数の拡大に必要な施設等の改修・整備
- ③ 草地改良等や飼料生産・調製機械等の導入
- ④ 飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備
- ⑤ 施設等の整備に係る施設用地の改良及び既存施設の撤去
- ⑥ 和子牛供給体制強化に必要な③以外の機械等の導入

(問2) 「繁殖雌牛等の導入に必要な施設等の改修・整備」の具体例を教えてください。

次の施設等の改修や整備(附帯施設を含む。)です。

- ・ 家畜飼養管理施設(搾乳牛舎・乾乳牛舎・育成牛舎・繁殖雌牛用牛舎・分娩用牛舎・子牛哺育育成牛舎)
- ・ 繁殖関連施設(受精卵移植施設)
- ・ 家畜ふん尿処理施設(堆肥舎・尿貯留施設・貯水槽・堆肥発酵施設)
- ・ 放牧関連施設(家畜避難舎・看視舎・牧柵・飲水施設)

等

(問3) 「草地改良等や飼料生産・調製機械等の導入」の具体例を教えてください。

次のとおりです。

- ・ 草地改良等に係る経費（土壌分析費・堆肥分析費・飼料分析費・薬品費・肥料費・土壌改良資材費・種子費・暗渠資材費・燃料費・作業委託費）
- ・ 飼料生産・調製機械（耕うん用機械・砕土整地用機械・堆肥散布機・堆肥切返作業機・播種用機械（牧草、とうもろこし）・追播種機・刈取機・運搬機・反転機・集草機・フォーレージハーベスター・とうもろこし収穫機・梱包機・梱包格納用機械・サイレージ等取出機・積込機）

等

(問4) 飼料生産・調整機械等としてトラクターは対象になりますか。

- 1 「農業用機械施設補助の整理合理化について」(57 予第 401 号昭和 57 年 4 月 5 日付け農林水産事務次官依命通知。以下、「通知」という。)により、通常、トラクターその他の汎用作業機械等の個別経営になじむ機械は補助対象としないこととされていますが、通知において公共育成牧場に係る共同利用の機械施設は補助対象とすることとされています。
- 2 このため、公共牧場を所有又は管理する者が当事業の実施主体となる場合は、飼料生産・調整機械等としてトラクターも補助対象としています。
- 3 一方、当事業において事業実施主体として認めている和牛等の育種改良・増殖等を行う試験場等は、通知の公共育成牧場に該当しないことから、トラクターその他汎用作業機械等の個人経営になじむ機械を補助対象としていないことにご留意ください。

(問5) 「飼料生産・調製・保管・供給体制の強化を図るための施設等の改修・整備」の具体例を教えてください。

ストックヤード・飼料庫・乾草舎・バンカーサイロ・飼料調製・梱包施設 等です。

(問6) 「和子牛供給体制強化に必要な、草地改良等や飼料生産・調製機械以外の機械等の導入」の具体例を教えてください。

次のとおりです。

- ・ 繁殖技術向上に係る機械（受精卵移植関連機械装置・分娩監視装置・発情発見装置）
- ・ 家畜飼養管理機械装置（IC タグ、IC タグ管理システム・哺乳ロボット・飼養ゲージ・飼料タンク・飼料調製用機械・ミキサーフィーダー）
- ・ 放牧関連機械装置（放牧地の繋留施設（スタンション）・放牧用電牧機）

等

(問7) 繁殖雌牛等を導入する場合、導入時の月齢に制限はありますか。

導入する繁殖雌牛等について、導入時の月齢制限はありませんが、財産処分制限がかかりますので、導入後6年間の繁殖供用が必要となることにご留意ください。

(止むを得ず廃用しなければならない場合には、財産処分の手続きが必要になりますので、地方農政局等にご相談ください。)

(問8) 繁殖雌牛等を導入する手段に制限はありますか。

繁殖雌牛等を導入する手段は、次のいずれかの手段としてください。

- ① 家畜市場における購入
- ② 都道府県又は市町村の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とした評価委員会による、市場価格等を勘案し適正な評価を受けた価格による購入

(問9) 補助対象の繁殖雌牛等の導入経費には、手数料や運搬経費等も含まれていますか。

繁殖雌牛等の導入経費には、家畜の購入価格のほか、購入による諸経費（手数料、購入旅費、運搬経費等）が含まれます。

(問 10) 施設整備において、補助対象となる附帯施設はどのようなものですか。

補助事業の対象となる附帯施設については、和子牛の増産に必要となる生産工程に直接的に関わる設備に限定されます。

具体的な附帯施設については、各々の取組内容に基づき判断いたしますので、ご相談ください。

(問 11) 機械等の整備において、運送費や設置工事費は含まれますか。

本事業では、導入する機械及び装置の本体価格の2分の1を支援するものであることから、機械及び装置の運送費や設置工事費は対象としていません。

(問 12) 草地改良等を外部に作業委託した場合も補助対象になりますか。

委託契約を適切に結んでいただき、その契約の中で土壌改良や施肥等の作業を委託する場合は対象となります。

(問 13) 公共牧場等において、採草地の鹿の食害が深刻な状況ですが、採草地での鳥獣害対策にかかる電気牧柵等の設置は補助対象になりますか。

- 1 本事業の目的は公共牧場等の機能をフル活用して、省力的かつ低コストで優良な和牛を増産することであり、その趣旨に沿った成果目標を設定していただくこととしています。
- 2 繁殖雌牛等の増頭に伴って、採草地を放牧地として活用するために電気牧柵を設置する必要があるなど、成果目標を達成するための取り組みとして必要ということであれば、当事業で牧柵を整備することはできますが、鳥獣害対策を目的として整備することはできません。

【成果目標】

(問1) 目標年度は事業完了年度から3年度以内とするとのことですが、事業完了年度から2年度を目標年度として設定しても良いということですか。

- 1 事業完了年度から3年度以内なので、事業完了年度から2年度を目標年度としていただいても構いません。
- 2 なお、「事業完了年度から3年度以内」は、事業完了年度の翌年度から起算します。
(例えば、令和5年1月末に事業完了した場合、事業完了年度は令和4年度であり、翌令和5年度から起算して3年度以内(令和7年度)までの目標として設定していただきます。)

(問2) 本事業は、①強化計画の策定及び現地調査、②強化計画に基づく取組の2つのメニューがありますが、①の強化計画の策定の取組単独で事業実施することは可能でしょうか。

①強化計画の策定及び現地調査は、②強化計画に基づく取組を実施するためのものです。

このため、本事業で強化計画の策定を行った場合、強化計画策定後に改めて強化計画に基づく取組を実施するための事業実施計画及び成果目標を設定して、交付申請等の手続きにより事業を実施していただくこととなります。

(問3) ①強化計画の策定及び現地調査の実施後に、②強化計画に基づく取組をしようとした場合、①の取組年度の事業実施計画書に記入できることが限られますが宜しいでしょうか。

①の取組実施年度の交付申請時の計画書は、強化計画に係る内容(飼養計画、和子牛生産計画、和牛受精卵生産・供給計画、預託牛の人工授精・受精卵移植計画、飼料生産・供給計画、成果目標・目標年度)部分を空欄として提出いただくこととなります。

(問4) 目標年度までに公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛等の頭数の2倍以上の頭数の和子牛を生産する取組において成果目標を設定する場合、公共牧場等における全体の飼養頭数等で成果目標を設定するのですか。

目標年度までに公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛等の頭数の2倍以上の頭数の和子牛を生産する取組において成果目標を設定する場合、公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛等の頭数に基づいて設定していただきます。

(問5) 目標年度までに公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛等の頭数の2倍以上の頭数の和子牛を生産する取組において成果目標を設定する場合、目標頭数の起点はいつになりますか。また、生産した和子牛はいつの時点から出生した頭数をカウントすればいいですか。

- 1 目標頭数の起点は事業実施年度の繁殖雌牛等の頭数(繁殖雌牛等を導入した場合は導入後の総頭数)としてください。
- 2 また、生産する和子牛は、事業完了年度の翌年度から目標年度までに出生した頭数をカウントしてください。

(問6) 目標年度までに公共牧場が所有及び供用する繁殖雌牛等の頭数の2倍以上の頭数の和子牛の生産を成果目標として設定する場合、観光用等を目的として飼育している雌牛は除外してもいいですか。

観光用等を目的として飼育していて、繁殖用に供していない雌牛は、除外していただいて構いません。

(問7) 受精卵移植を活用する取組及び預託受入頭数を拡大する取組を行う場合、成果目標の基準年が事業実施前年度となっていますが、前年度に実績がなかった場合はどうしたらよいでしょうか。

- 1 本事業は、公共牧場が有する高い技術力をフル活用する事業であり、実証のための事業ではありません。初めて受精卵移植や人工授精を実施する場合は、その技術力が安定して得られるか不明であり適切な計画が策定できないと考えられます。
- 2 このため、実績を積んでいただいて計画が立てられる状況になってから、その実績をもとに成果目標を設定してください。
- 3 なお、災害等により前年度の実績が、大幅に変更となっている場合は、それを証明する資料を添付し、過去の実績の平均値を基準にすることは可能です。

【事業実施期間】

(問1) 複数年度に渡る事業実施計画で事業実施することができますか。

本事業は単年度の事業であり、複数年度に渡る事業計画を承認することはできません。

(問2) 過年度に事業実施した者が、再度、本事業を実施することはできますか。

- 1 本事業は単年度の事業であり、実施計画書毎に成果目標を立てることとなります。年度毎に異なる目標を立てるのであれば、複数年に渡って事業参加することは可能です。
- 2 なお、同じ目標に対して、同じ事業内容や異なる事業内容により翌年度も事業参加することは、前年度の実績が目標を達成するために必要な取組として承認したにもかかわらず、前年度の実績だけでは効果がなかったと見なされる可能性があるため、同じ目標で複数年に渡って事業参加することは適切ではありません。

【財産管理等】

(問1) 夏季放牧のみを行っている公共牧場において、本事業で導入した繁殖雌牛は、管理委託契約を結ぶことで、冬季の下牧中にしかるべき飼養者に飼養管理を委託することはできますか。

委託に当たってのしかるべき契約が取り交わされていれば、冬期の飼養を委託していただいて結構です。

なお、あくまで導入した繁殖雌牛の所有権は事業実施主体である公共牧場に帰属することに留意ください。